

# 東町内会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東町内会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、埼玉県朝霞市根岸台1丁目から3丁目までの全域、根岸4丁目2番から9番までと13番、14番、根岸台5丁目4番から6番、岡3丁目6番、17番、大字台字桐の木及び大字根岸字谷中の区域とする。

(目的)

第4条 本会は、以下に掲げるような地域的共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内における会員相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 町内会館の維持管理
- (4) 行政機関等との連絡
- (5) 文化の啓発向上
- (6) 会員相互の親睦及び慶弔共助
- (7) 火災、盗難の防止協力
- (8) 防災活動の実施

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは別に定める入会申込書にその月の会費を添えて提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを阻んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合は、退会したもものとする。ただし、既納の会費は返却しないものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 会員本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

## 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1名   |
| (2) 副会長  | 5名以内 |
| (3) 運動部長 | 1名   |
| (4) 児童部長 | 1名   |
| (5) 会計   | 2名   |
| (6) 監事   | 2名   |
| (7) 書記   | 2名   |

- (8) 区長 各区 1 名
- (9) 顧問 若干名
- (10) 幹事 10 名以内

(役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 11 条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 運動部長は、運動会・体育祭などの事業執行にあたる。
- (4) 児童部長は、児童の健全育成のための事業執行にあたる。
- (5) 会計は、金銭の出納及び会計事務を処理する。
- (6) 監事は、会計を監査し、役員会及び総会に報告する。
- (7) 書記は、本会執行の会務を記録する。
- (8) 区長は、会員相互の連絡事務を行う。
- (9) 顧問は、会の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。
- (10) 幹事は、他の役員と連携し、会の事業執行にあたる。

(役員任期)

第 12 条 役員は、任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

#### 第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に会長が召集し開催する。

2 臨時総会は、会長が認めたとき、又は全会員の 3 分に 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が召集し開催する。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 18 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は会員を代理人として表決を委任することができる

2 前項の場合における第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第 5 章 役 員 会

(役員構成)

第 20 条 役員会は全役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 21 条 役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(役員の定足数)

第 23 条 役員会には第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読みかえるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 25 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 26 条 本会の資産で第 24 条第 1 号に掲げる資産を処分し、又は担保に供する場合には総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 27 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 28 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決をへて定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始前に予算が総会において議決されていない場合は会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 29 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し監事の監査を受け、毎会計年度 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 雑 則

(委任)

第 31 条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会で定める。

附則

1 昭和 47 年 4 月 1 日施行の東町内会規約は廃止する。

2 この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この規約は、平成 16 年 5 月 23 日から施行する

5 この規約は、平成 25 年 5 月 26 日から施行する